伊豆の国市立韮山小学校ＰＴＡ規約（案）

変更･削除は、~~見え消し~~
加筆は、★印　太字

第１章　名称と事務局

第１条　本会は伊豆の国市立韮山小学校ＰＴＡ（父母と教師の会）といい、事務局を本校内におく。

第２章　目的と事業

第２条　本会は父母と教師が緊密に連絡協力して、教育の充実進展を図り、児童の福祉を増進する事を目的とする。

第３条　本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

1　よりよい父母・教職員となるように努める。
2　家庭と学校の緊密な連絡協力により、児童の生活指導をする。
3　施設の改善充実を図り、環境をよくする。
4　公教育の充実に努める。

第３章　組織

第４条　本会の会員となることのできる者は次の通りとする。

1　韮山小学校に在学する児童の父母、又はこれに代わる者。
2　韮山小学校に勤務する教職員。
3　学区内に在住し、本会の主旨に賛同する者。

第４章　会計

第５条　本会の経費は、会費、その他をもってこれにあてる。

第６条　本会の会費は、在学ひとりあたり年額１８００円、徴収は引き落としとする。

第７条　本会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第５章　役員と顧問

第８条　本会の役員は次の通りとする。

1　会長　　１名　（父母）
2　副会長　　３名　（父母の内で２名と教頭１名）
3　書記　　３名　（父母１名と教職員）
4　会計　　２名　（父母と教職員）
~~5　常任委員　６名　（専門部長）~~

★　**5　学年リーダー　12 名　（クラス役員のうち各学年の正副代表）**

第９条　役員の任務は次の通りとする。

1　会長は本会を代表し、会務を総理する。
2　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3　書記は庶務その他会務を担当する。
4　会計は経理事務を行い、決算報告をする。
~~5　常任委員は本会のすべての諸活動に参画し、全体計画の立案にあたる。~~

★　**5　学年リーダーは、学年毎の活動の企画･調整･推進にあたる。**

第１０条　役員の選出は次の通りとする。

1　会長・副会長は、選考委員会で選出し、新旧運営委員会の議決を経て、総会の承認を得る。
2　書記及び会計は会長が委嘱する。
~~3　各専門部の正副部長は、ＰＴＡ地区委員より選任される。尚、専門部長は、副部長を部員の互選により選任することができる。~~

★　**3　クラス役員の互選により各学年の正副代表を選任する。各学年の正副代表を学年リーダーとする。**

第１１条　役員の任期は４月１日より翌年３月３１日までの１年とする。但し、再選を妨げない。役員に欠員が生じた場合は運営委員会で選出し、任期は前者の残留期間とする。

第１２条　運営委員会の推薦によって顧問をおくことができる。

第６章　委員会~~・部会~~とその任務

第１３条　本会は下記の委員会~~と部会~~をおく。

１　運営委員会

★　運営委員会は正副会長及び教職員若干名、~~各専門部の~~ **クラス役員のうち各学年の**正副~~部長~~**代表**をもって組織する。

２　選考委員会

選考委員会は正副会長をもって組織する。

~~３　支部委員会~~

~~支部委員会は各支部において、ＰＴＡ地区委員１～２名もって組織する。~~

~~４　本会は次の部会をおく。~~

~~（イ）環境整備部（ロ）文化広報部（ハ）厚生部（ニ）体育部（ホ）安全部~~

~~（ヘ）学年部~~

★　**３　学年委員会**

学年委員会は、学級あたり2名のクラス役員で構成され、各学年の正副代表（学年リーダー）をもって組織する。

第１４条　委員会~~及び部会~~の任務は次の通りとする。

１　運営委員会は企画運営に関する事項を協議する。

２　選考委員会は次年度正副会長及び監査を推薦する。

~~３　支部委員会は、当該支部役員との連絡調整を保ち、支部における地域活動の企画運営を図る。~~

~~４　各部は次の活動をする~~。

~~（イ）環境整備部－学校環境整備に関すること。~~

~~（ロ）文化広報部－広報誌及び文集の編集発行に関すること。~~

~~（ハ）厚生部－会員相互の親睦厚生、及び家庭教育の充実に関することを行う。~~

~~（ニ）体育部－会員と児童の保健体育活動に関すること。~~

~~（ホ）安全部－児童の安全教育に関すること。~~

~~（ヘ）学年部－学年学級に関わること。~~

★　**３　学年委員会**

学年委員会は、次の活動を推進する。［行事・学習の支援に関すること、環境整備に関すること、文化・広報に関すること、交通安全・防犯に関すること、その他の学年学級に関わること。］

第７章　総会

第１５条　総会は年１回、年度始めに開催する。但し、必要に応じて臨時に開くことができる。

第１６条　本総会では、役員の決定、予算・決算の承認、規約の改廃等、重要事項の議決・承認を行う。

★　**但し、議決・承認については、必要に応じて書面表決や電子媒体による表決を行うことができる。**

第１７条　総会における議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。**また、書面表決または電子媒体による表決の場合には、提出または回答の過半数の賛成を必要とする。**

★

第８章　会計監査委員会

第１８条　会計監査委員会は、選考委員会で選出され、運営委員会を経て、総会で承認された２名によって構成する。

第１９条　会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第９章　附則

この規約は、平成１８年４月１日より施行する。

改正　平成２１年４月　　改正　平成２７年４月　　改正　平成２８年４月

改正　平成２９年４月　　改正　平成３０年４月　　改正　令和　４年２月